

平成26年5月30日
生活文化部

世田谷区立老人会館の指定管理者の選定について

(付議の要旨)

平成27年4月からの世田谷区立老人会館の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

1. 主旨

世田谷区立老人会館条例に基づき、平成18年度から指定管理者制度を導入した老人会館の現在の指定期間が平成27年3月末で終了するとともに、平成26年度から生涯大学が健康増進・交流施設へ移転したこと、平成27年3月末で世田谷区立厚生会館を廃止することを踏まえ、平成27年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法等

施設名 世田谷区立老人会館

選定方法

区立老人会館条例第15条第1項に基づき指定管理者の候補者を公募する。

(2) 指定期間

5年間(平成27年4月1日～平成32年3月31日)

3. 審査体制について

(1) 選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定に係る審査を行うため、要綱*に基づき、世田谷区立老人会館選定委員会を設置する。

*世田谷区立老人会館指定管理者選定委員会、世田谷区立厚生会館指定管理者選定委員会、世田谷区立老人休養ホーム指定管理者選定委員会及び世田谷区立健康増進・交流施設指定管理者選定委員会共通事項規定要綱

(2) 選定委員会の所掌

施設の設置目的等を踏まえ、世田谷区立老人会館指定管理者公募要項の審査基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

(3) 選定委員会の構成

外部委員(学識経験者等) 5名 区職員 2名

4. 候補者の審査基準等

区立老人会館条例第15条第3項で定める指定管理者の選定基準に基づき評価項目を設け、選定委員会において申請者から提出された事業計画書その他規則で定める書類等により審査するとともに、申請者のヒアリングにより得られた内容を加味して、総合的な評価を行い指定管理者の候補者を選定する。

(1) 選定基準(区立老人会館条例第15条第3項)

使用者の平等利用を確保した運営ができること。

会館の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

会館の効用に関しては、下記5の条例改正予定を踏まえた内容とする。
会館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

(2) 評価項目

運営方針
事業実績・運営実績
運営の安定性・継続性
サービスの質の向上
安全の確保と緊急時の対応
施設の適切な保守管理
運営の効率性と管理経費の縮減
団体の財務状況

5. 条例・規則改正について

平成26年第3回定例会を目途に以下の通り、老人会館条例および同条例施行規則を改正する。事業者募集にあたっては、条例改正を停止条件として公募する。

【条例改正】

- (1) 従来 of 設置目的である、「高齢者に対する心身の健康保持と生活の向上のための相談及び福祉活動を行うとともにいこいの場を提供する」ことに加え、「高齢者自身の地域活動への参加促進や、世代間交流を進めることで区民の福祉の向上を図る」目的を追加する。
- (2) 目的の追加に伴い、施設名称を正式に「ひだまり友遊会館」とする。
- (3) 高齢者の地域参加促進や世代間交流に資する事業を追加する。
- (4) 一般団体利用の使用料を運営者の収入とする利用料金制を導入する。高齢者の利用については、これまで通り優先受付を行い、利用料は無料とする。

【規則改正（開館日の拡大）】

高齢者の活動の場の拡大の観点から、第2・第4日曜日、祝日、年末年始（12月28日～翌年1月4日）を休館日としていたところを、毎月第2日曜日および年末年始を休館日とする。

6. 特に指定管理者の提案を求める事項

- (1) 高齢者の地域参加促進や多世代の交流を図るために、効果的な事業と施設利用を提案すること。
- (2) 厚生会館の平成26年度末の廃止に伴い、休養室機能や厚生会館で実施する講座等を老人会館で実施するため、現在の老人会館の事業と整理した上、円滑な機能移転を提案すること。
- (3) 保護司会事務局の厚生会館からの移転や厚生会館を利用していた高齢者団体等の利用について、十分に配慮した提案とすること。
- (4) 一般利用については、利用料金制を導入することから、応募事業者の創意工夫や蓄積したノウハウにより、施設の利用率向上と指定管理料縮減を図る提案とすること。

7. 一般利用について

- (1) 位置づけ これまでも、高齢者団体の利用がない空き時間については、行政財産使用料条例に基づき、一般団体に利用させてきたところであるが、条例の改正による施設目的の変更とあわせて、空き時間の一般利用について、本条例に位置づける。

- (2) 利用要件 団体の構成員が5人以上であり、その半数以上が世田谷区内在住者が在勤、在学者であること(けやきネットに準ずる)。
- (3) 利用施設 会議室(6室) 講習室(1室)
体育室(1室) 2時間(夜間のみ2時間30分)の利用区分
- (4) 使用料 以下の表のとおり(従前の一般団体の使用料と同額)。

施設名	面積 m ²	利用時間		
		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:00~ 22:00
第1会議室	36.96	300円	300円	300円
第2会議室	40.00	300円	300円	300円
第3会議室	20.25	300円	300円	300円
第4会議室	19.35	300円	300円	300円
第5会議室	20.25	300円	300円	300円
3~5同時利用	59.85	720円	960円	960円
第6会議室	68.93	720円	960円	960円
講習室	66.67	720円	960円	960円

体育室

施設名	面積 m ²	利用時間					
		9:00~ 11:00	11:00~ 13:00	13:00~ 15:00	15:00~ 17:00	17:00~ 19:00	19:00~ 21:30
体育室	230.05	2,520円					

8. 指定管理料について

施設の運営経費や利用料金収入の見通しを踏まえ、参考金額を公募において公表する予定とする。

9. 今後のスケジュール

平成26年	7月	2日	区民生活常任委員会報告(条例改正の方針、事業者公募)
	7月	3日~	指定管理事業者の募集開始
	9月	2日	区民生活常任委員会報告(条例改正)
	9月	下旬	条例改正(第3回区議会定例会)
	11月	4日	政策会議(事業者選定)
	11月	月上旬	区民生活常任委員会報告(事業者選定)
	12月	月上旬	指定管理者の指定の議決(第4回区議会定例会)
平成27年	4月	1日~	選定された指定管理事業者による運営